質　問　回　答　書

契約件名　　各務原市使用済 GIGA スクール端末等売払

質問事項１
(公告文：１ 頁) １入札に関する事項（３）予定価格 予定価格についてですが、iPad を再使用する前提で設定した価格でしょうか。その場合、小型家電リサイクル法の認定計画において再使用を許可されている事業者のみが入札に参加できるという理解でよろしいでしょうか。
回答
予定価格は事後公表としているため、現時点でその内容についてお答えできかねます。
質問事項２
(公告文：１ 頁) １入札に関する事項（４）特記事項 「令和８年８月までに市が回収し」とありますが、これは貴市が一か所に回収していただけるという意味でしょうか？または、各学校ごとに児童生徒から回収するという意味でしょうか？
回答
売払物品の回収については、仕様書「７．予定数量・引渡し場所等　別紙１」に定める学校等の拠点ごとに１か所に回収、保管をしますので、落札者は学校等ごとに引取りをしていただきます。
質問事項３
(仕様書：１ 頁) ３．受託条件（２） 本件の処分台数については、認定計画における再使用の処分実績ということでよろしいでしょうか？ また、その実績を証明するため関連省庁に提出済みの報告書がございますが、そちらを提出する認識でよろしいでしょうか？
回答
売払物品を再使用する場合は、環境省が示す「使用済小型電子機器等の再資源化の実施の状況の報告書【記載例】」表中「e) 再使用を行った場合にあっては、再使用を行った小型電子機器等の全部又は一部の種類ごとの数量」を実績数量としてみなします。 実績の証明については、提出済み報告書の写し等を提出ただければ結構です。

質問事項４
(仕様書：１ 頁) ４．業務内容（２） 「認定計画に従い、適切に再使用・再資源化を実施する。」と規定がございますが、認定計画は収集区域・運搬方法・回収方法および再使用の許可についても事前に定めているため、本入札においてもこれらすべてを満たしている必要があるという認識でよろしいでしょうか？また、その証明のため下記書類を提出する認識でよろしいでしょうか？ ・収集区域→「認定証」の写し ・運搬が可能な物流会社の一覧→「認定証」の２ ページ目以降 ・排出者から「直接回収」することの許可→認定計画の「別紙１」 ・再使用を行うことの許可（再使用の方法や物品等）→認定計画の「別紙６」
回答
本件入札に参加するための要件については、お見込みのとおりです。 要件を満たしていることの証明については、認定計画内の必要事項の記載がある部分を資料としてご提出ください。

質問事項５
(仕様書：２ 頁) ６．引渡し対象品 当社は引き渡しを受けた端末をデータ消去後、再使用する予定ですが、端末に設定されている MDM 等の解除はされておりますでしょうか？
回答
MDM 等の設定については、解除した状態での引き渡しとなります。

質問事項６
(仕様書：３ 頁) １０．支払方法 端末回収後に当初の予定台数との差異が出た場合、当社にて実際に回収した台数を正として別途差額調整させていただく認識でよろしいでしょうか？
回答
双方協議のうえで売払物品の数量が変更となった場合は、変更契約を締結のうえ、差額返金等の対応を致します。なお、変更契約の締結にあたっては、各務原市議会の議決が必要である旨を申し添えます。

質問事項７
（仕様書：3 頁）１１．再委託の禁止 「売主の承諾があるときは、この限りでない。」とありますが、情報漏洩防止の観点から特にデータ消去作業については再委託は禁止すべきと考えますがいかがでしょうか？
再委託の可否につきましては、都度その内容を精査のうえ判断いたしますので、現時点で一律に申し上げることはできません。